



2026年2月16日

## 各 位

会 社 名 T O A 株式会社  
代表者名 代表取締役社長 谷口 方啓  
(コード番号 6809 東証プライム)  
問合せ先 執行役員経営管理本部長 木原 功雄  
(TEL 078-303-5620)

## 当社米国子会社における資金流出事案に関する社内調査結果および再発防止策の策定 ならびに役員報酬の一部自主返納に関するお知らせ

当社は、2025年7月16日付「当社米国子会社における資金流出事案に関するお知らせ」および2025年8月4日「2026年3月期業績予想（修正なし）に関するお知らせ」（以下、「本件」といいます。）において公表しました、当社の米国子会社におきまして、悪意ある第三者による虚偽の指示に基づき資金を流出させる事案が発生したことを受け、社外監査役および社外取締役を中心とした調査対策委員会を組成して、外部の専門家を交えた社内調査を実施し、当社は調査対策委員会より、「最終報告書」を受領しております。

当社といたしまして、その調査結果および提言を真摯に受け止め、本日開催の取締役会において再発防止策について決議いたしました。また、当社関係役員より役員報酬の自主返納の申し入れがありましたのでお知らせいたします。

株主をはじめ関係者の皆様には多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。当社としましては、このような事案の再発防止に向け、当社および当社グループ会社におけるガバナンス体制および内部統制の更なる強化に取組んでまいります。

### 記

#### 1. 調査結果

##### （1）調査結果

調査対策委員会は、外部専門家の協力を得て、関係資料の精査、本件に関する従業員その他関係者へのヒアリングならびに資金流出先の調査を行いました。

その結果、悪意ある第三者の詐欺行為を原因として当社が被害に遭ったことを確認しております。また、当社および米国子会社の役職員が本事案に関与した事実は認められず、当事者による不正行為の可能性も認められないことを併せて確認しております。

さらに、米国子会社以外の当社および当社グループ会社においても類似事案の発生は確認されませんでした。

##### （2）原因分析

上記（1）調査結果のとおり、本件に関する従業員および関係者において不正行為や組織的関与等の事実は確認されませんでした。

一方で、調査対策委員会による原因分析の過程で、米国子会社において、次の事象

が確認されたことを踏まえ、当社および当社グループ会社を対象とした再発防止策を策定いたしました。

- ①業務決裁権限が特定役職者に過度に集中していたこと
- ②社内ルール遵守・コンプライアンス意識および危機管理意識が乏しかったこと
- ③当社のモニタリングおよび監査が十分に機能していなかったこと

## 2. 再発防止策

上記、1. 調査結果および提言を踏まえ、当社および当社グループ会社におけるガバナンス体制および内部統制について次のとおり再確認およびその取組みを強化し、再発防止に努めてまいります。

### (1) 当社および当社グループ会社における業務プロセスの統制を強化

- ①送金・支払いに関する業務プロセスの統制強化
- ②新規取引に関する業務プロセスの統制強化
- ③不正送金防止のためのインターネット・バンキングにおける仕組みの確認
- ④資金残高管理の強化
- ⑤当社からのモニタリングの枠組みを強化

### (2) 当社グループ会社における権限・責任の適切な分掌による社内牽制機能の強化

- ①組織体制・職務分掌の整備を通じて、子会社責任者(職位)の責任、範囲、役割の再徹底

### (3) 当社および当社グループ会社におけるコンプライアンス意識・危機管理意識の改善

- ①注意喚起・研修
- ②ガバナンス・コンプライアンス教育の充実
- ③内部統制無効化に関する教育の徹底

### (4) 当社および当社グループ会社における健全な社内環境の整備

- (風通しの良い職場環境づくり)
- ①経営トップ・役員による社内環境の整備
- ②社内コミュニケーションの強化

### (5) 当社におけるモニタリング機能および当社グループ会社監査機能の強化

- ①当社主管本部による日常的モニタリング
- ②当社グループ会社監査の強化  
(内部監査担当部門、当社グループ会社監査役の強化)
- ③当社による内部統制評価

### (6) 当社および当社グループにおけるガバナンスの維持・強化に向けた人員体制の整備

- ①再発防止策の実行性確保

## 3. 関係者への処分

本件に關係する従業員につきましては、事実關係の確認が完了したことを受け、当社の社内規程に基づき処分を決定しております。

#### 4. 役員報酬の自主返納について

本件事態の発生を厳粛に受け止め、次のとおり役員報酬の一部を自主返納する旨の申し入れがありました。

##### 【役員報酬自主返納の内容】

代表取締役社長 月額報酬の 20%

その他の取締役 月額報酬の 10%

##### 【対象期間】

2026 年 2 月から 3 月の 2 か月間

以上